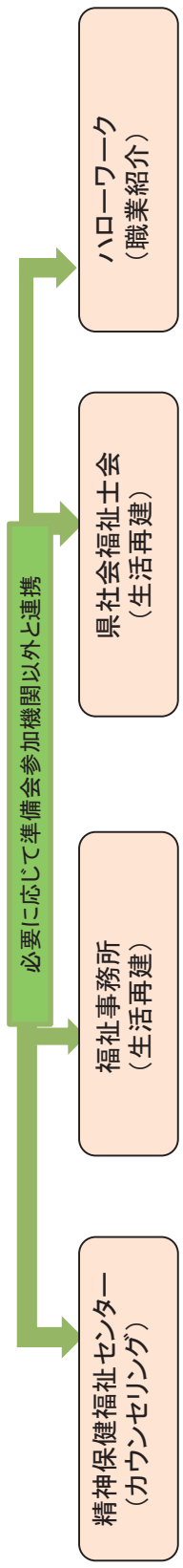
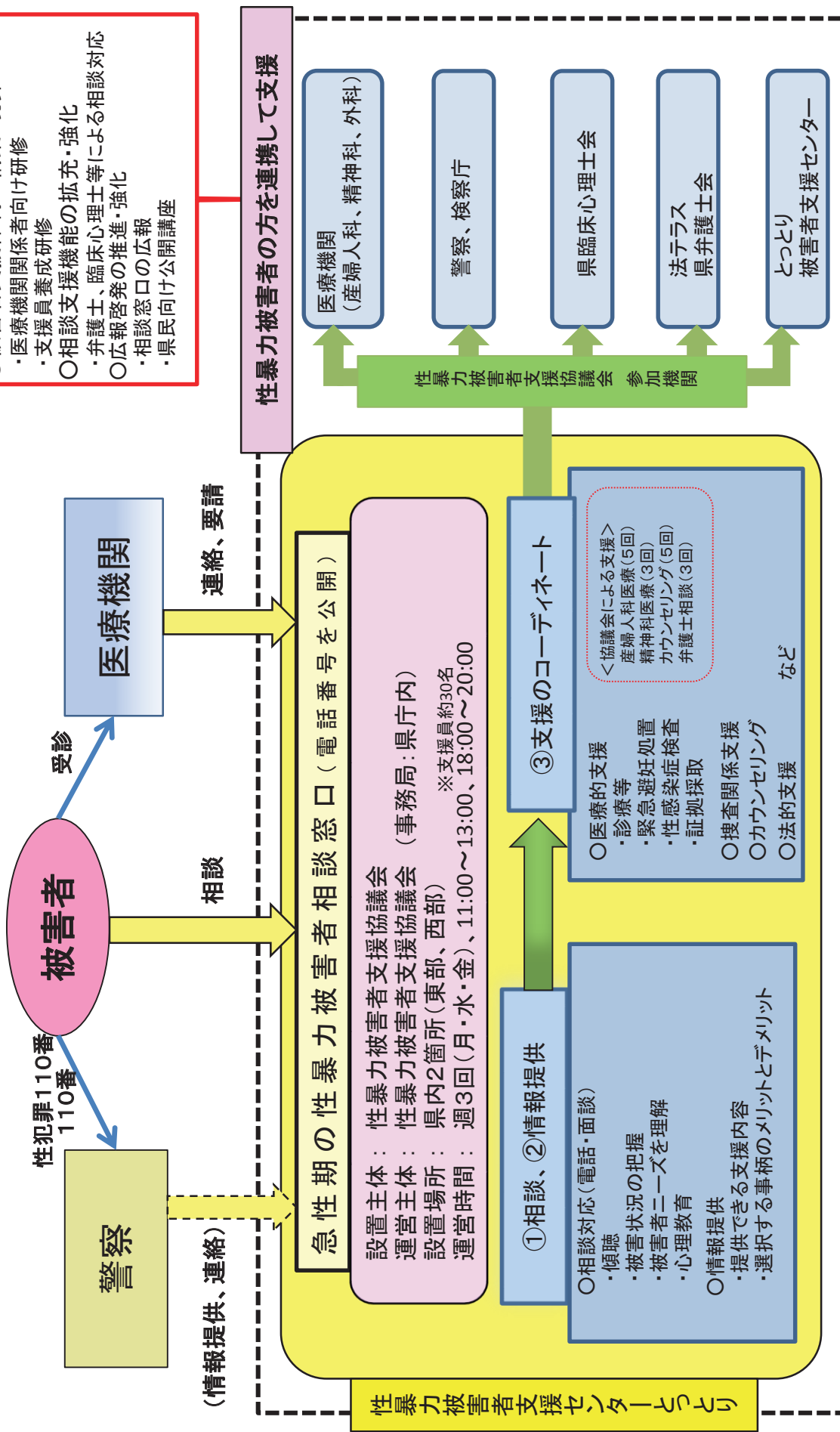


鳥取県

鳥取県における性暴力被害者支援体制（平成29年1月～）



- 【内閣府モデル事業を活用】
- 被害者支援体制の構築・境界
 - ・医療機関関係者向け研修
 - ・支援員養成研修
 - 相談支援機能の拡充・強化
 - ・弁護士、臨床心理士等による相談対応
 - 広報啓発の推進・強化
 - ・相談窓口の広報
 - ・県民向け公開講座

鳥取県：医療機関関係者向け研修（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

鳥取県では、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、行政と関係機関・団体とが連携して支援するため協議・検討を進めてきたところであり、平成27年10月には既存制度を活用して急性期（被害直後から概ね6ヶ月以内）の被害者に対して支援を提供する仕組みを暫定的に整備したところである。

性暴力被害者の心身の負担を軽減し健康回復を図るためには、被害直後から産婦人科・精神科医療の提供、相談・カウンセリング等の総合的な支援を一元的に提供する体制を構築する必要がある。あわせて、医療機関における性暴力被害者への適切な医療の提供、支援について関係者に知っていただくことが重要である。

2. 実施による成果目標

医療機関関係者を対象に性暴力被害者の方へ医療的ケアを提供するうえで支援の原則や診察時の留意点等について学ぶ研修を実施し、性暴力被害者に対する適切な診察、支援等に関する理解を高める。

3. 実施結果

1 性暴力被害者への精神科医療の提供に関する研修会

精神科医をはじめ、小児科、産婦人科の医療関係者を対象に、性暴力被害者への精神科医療の提供や回復に向けた心理的支援などに関する研修会を開催した。（2会場）

(1) 日時、会場

	東部会場	西部会場
日時	平成28年9月1日（木） 18:00～19:30	平成28年9月2日（金） 18:30～20:00
会場	鳥取県立中央病院 大会議室	鳥取大学医学部附属病院 第二中央診療棟 脳とこころの医療センターカンファレンスルーム

(2) 内容

テーマ：「性暴力被害者への精神科医療の提供」、「回復に向けた心理的支援のために」

演題：「性暴力被害からの心理的回復支援のために」

講師：さよウイメンズ・メンタルクリニック

院長 竹下 小夜子 氏

(3) 対象者

精神科、小児科、産婦人科医療関係者（医師、看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉司、医療事務に従事されている方等）等

(4) 参加者数：63名（東部会場32名、西部会場31名）

(5) アンケート結果（48名、回答率：76.2%）

○研修内容は理解できましたか。

・よく理解できた	33名 (68.7%)
・大体理解できた	12名 (25.0%)
・あまり理解できなかった	1名 (2.1%)
・ほとんど理解できなかった	0名 (0%)
・その他	0名 (0%)
・無回答	2名 (4.2%)

○本日の講演を聞いて、今後の業務又は活動に役立つと思いますか。

・大変役に立つ	34名 (70.8%)
・少し役立つと思う	11名 (22.9%)
・あまり役に立たないと思う	1名 (2.1%)
・ほとんど役に立たないと思う	0名 (0%)
・その他	0名 (0%)
・無回答	2名 (4.2%)

<意見、感想など>

- ・性暴力被害者の心境、二次被害防止の考え方、子どもの性被害の特徴等、具体的な説明であり、分かりやすいものだった。
- ・強姦神話について、自分でも気づかないうちに固定的観念にしばられていたのだなあと感じた。
- ・これまでも強姦神話の話を聞いてきたが、本日の話は根拠に基づいていて納得のいく内容だった。
- ・講師が話された「過去は変えられないが未来は自分でつくる」というメッセージを、被害者が立ち直るきっかけに伝えていけたらと思った。
- ・これからの自分がどのように職場の一人の看護師として生きるか、一人の女性として生きるかなど、みえてきたようなますます明るくなってきたような気分だった。

2 性暴力被害者支援に関する医療関係者向け研修会（産婦人科医向け）

医療機関関係者を対象に、性暴力被害者の方へ医療的ケアを提供するうえで知っておくべき支援の原則や診察時の留意点、所見の書き方などについて学ぶ研修会を開催した。（2会場）

(1) 日時、会場

	東部会場	西部会場
日時	平成28年12月9日（金） 18:30～20:30	平成28年12月8日（木） 18:30～20:30
会場	とりぎん文化会館 第4会議室	鳥取大学医学部総合教育棟 322講義室

(2) 内容

テーマ：医療機関における性暴力被害者への適切な支援と留意すべき事項

演題：「性虐待を含む性暴力被害への臨床法医学者としての対応」

講師：山口大学大学院 医学系研究科 法医学講座 准教授 高瀬 泉 氏
法医認定医、NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事

(3) 対象者

- ・産婦人科、精神科、小児科医療関係者（医師、看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉司、医療事務に従事されている方）など
- ・性暴力被害者支援に関わる支援関係者
- ・被害者支援に関わる機関・団体（鳥取県警察、犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県臨床心理士会、県助産師会など）関係者など

(4) 参加者数：70名（東部会場28名、西部会場42名）

(5) アンケート結果（43名、回答率：61.4%）

○ 研修内容は理解できましたか。

・よく理解できた	23名（53.5%）
・大体理解できた	20名（46.5%）
・あまり理解できなかった	0名（0%）
・ほとんど理解できなかった	0名（0%）
・その他	0名（0%）
・無回答	0名（0%）

○ 本日の講演を聞いて、今後の業務又は活動に役立つと思いますか。

・大変役に立つ	31名（72.1%）
・少し役立つと思う	12名（27.9%）
・あまり役に立たないと思う	0名（0%）
・ほとんど役に立たないと思う	0名（0%）
・その他	0名（0%）
・無回答	0名（0%）

<意見、感想など>

- ・専門的な観点から事例を紹介していただき、今後の参考にさせていただきたい。
- ・様々な専門医が連携することの大切さを学ぶことができた。
- ・思い込みによって被害を見落すことがあるということを常に気をつけて診察をすべきと再認識した。
- ・医療と捜査の連携の重要性を痛感した。
- ・性的虐待における外表所見について知らないことが多かったので勉強になった。
- ・被害者は成人女性が多いと思っていたが、男児への性暴力のことを気にとめていなかったと再確認をした。
- ・被害の客観的証拠のためメジャーを入れて写真を取る等、私達も知識として知っておくことが大切だと感じた。
- ・思春期の性教育において、子どもたちに被害者にならないこと、なってしまったときには相談できるところがあること等を伝えていきたいと思った。

4. 実施の成果

受講者アンケートでは、研修内容を「よく理解できた」、「大体理解できた」という回答者が約97%あり、性暴力被害者への適切な医療の提供、支援等に関する理解が高まった。また、今後の業務（活動）に「大変役に立つ」、「少し役に立つ」という回答者も97%あり、今後、研修内容を医療現場等で実践していただくことが期待できる。

5. 実施後の課題（現状）

県内における性暴力被害者の受診はあまり多くないことから、被害者がいつ受診されても適切な医療の提供が行えるよう、継続的に研修を実施し、被害者が安心して受診できる体制を整備する必要がある。

鳥取県：支援員養成研修（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

鳥取県では、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、行政と関係機関・団体とが連携して支援するため協議・検討を進めてきたところであり、平成27年10月には既存制度を活用して急性期（被害直後から概ね6ヶ月以内）の被害者に対して支援を提供する仕組みを暫定的に整備したところである。

今年度は急性期の性暴力被害者から直接相談が受けられる窓口の開設を目指しており、開設に向けて、被害者からの電話・来所相談や病院への付き添い支援などを行う支援員の確保・養成及び資質向上を図り、被害者に対して心情に配慮した寄り添った支援を提供できる体制の整備を進める必要がある。

2. 実施による成果目標

窓口運営を週3回程度、1組2名がローテーションにより対応できる人員を確保・養成等して急性期の性暴力被害者支援体制を整備し、今年度の窓口開設を目指す。

3. 実施結果

(1) 日程、内容

	日時、会場	回	講座内容、講師
第1回	7月23日(土) 13:00~17:10 米子市公会堂		○はじめに～オリエンテーション～ (13:00-13:30) くらしの安心推進課 参事 長谷 善幸 ・鳥取県の取組状況 ・今後の進め方 など
		7	○性犯罪被害の現状(13:30-15:15)

	7月24日(日) 13:00~17:10 県民ふれあい会館		<p>県警察本部捜査第一課 課長補佐 岸本 伸紀 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の性犯罪の発生状況(事案も含む) ・「性犯罪」とは(強姦罪、強制わいせつ罪の構成要件、他法令との関係、告訴・公訴時効等) ・警察等における手続きと被害者支援(刑事手続きの流れ(警察、検察)、届出のメリット・デメリット、資料採取の手続き、警察における被害者への配慮、公費支出制度等) ・捜査員として支援員にお願いしたいこと ・(時間があれば)児童ポルノについて
		8	<p>○性暴力被害者に必要な法的支援(15:25-17:10)</p> <p>きたの法律事務所 弁護士 北野 彬子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の法的支援の必要性 ・弁護士が性暴力被害者支援に関わること(法律相談、公判が開かれた時の対応等) ・弁護士費用等に関する援助制度、被害者参加制度、損害賠償命令制度等 ・民事手続きの流れ、示談
第2回	8月6日(土) 12:30~17:20 白兔会館	1	<p>性暴力救援センター・大阪(SACHICO) 代表 加藤 治子 氏</p> <p>○性暴力被害者支援(12:30-14:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力とは ・被害者支援の必要性 ・被害者への適切な支援とは
	8月7日(日) 12:30~17:20 鳥取県西部総合事務所	2	<p>○支援の基本(14:10-15:40)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員としての心構え ・強姦神話 ・被害者への接し方 ・支援の実際 ・セルフケア
		3	<p>○性暴力被害の実態(15:50-17:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力がもたらす影響(トラウマ、解離等) ・DVによる性暴力被害の実態 ・子どもの性暴力被害の実態
第3回	8月27日(土) 13:00~17:15 米子コンベンションセンターBig Ship	6	<p>○性暴力被害者に必要な心理的支援(13:00-15:00)</p> <p>しまね性暴力被害者支援センターさひめ 臨床心理士 大西俊江氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力がもたらす心理的影響(トラウマ、PTSD、フラッシュバック、解離等)と治療 ・被害後の反応(感情)と心の回復のプロセス ・被害者に対する心のケア ・支援員のセルフケア・支援員の基本姿勢(心構え)
	8月28日(日) 13:00~17:15 県民ふれあい会館	5	<p>○性暴力被害者に対する医療的支援(15:15-17:15)</p> <p>博愛病院 医師 片桐 千恵子 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心と身体に対する診断と治療(初期対応と継続医療の必要性)(緊急避妊(緊急避妊薬、IUD)、性感染症の検査と治療、外傷の診療、妊娠への対応等) ・資料採取の実際(被害内容別の採取方法、警察への提出等) ・妊娠期間の教え方 ・診察の実際(診療の流れ、診療に係る所要時間等) ・子どもの診察 ・これまで診察に関わった事案

第4回	9月10日(土) 10:00~17:15 県民ふれあい会館	4	性暴力救援センター・大阪(SACHI CO) 運営委員 原田 薫 氏 ○傾聴、電話応対等(10:00-12:00) ・傾聴技術 ・CS・接遇の基礎 ・電話相談の演習
	9月11日(日) 10:00~17:15 鳥取県西部総合事務所	9	○事例から学ぶ(13:00-15:00) ・ケーススタディ
		10	○電話対応のロールプレイ(15:15-17:15)
特別研修	10月1日(土) 10:00~16:00 米子市公会堂		○特別研修 NPO 法人レジリエンス 代表中島 幸子 氏、副代表 西山 さつき 氏 ・DVとは ・SAFER 101~性暴力:その後を生きる~ ・支援に関するワーク(テーマ:「性」、「支配」等)
フォローアップ	10月9日(日) 10:30~17:30 鳥取県西部総合事務所		○フォローアップ研修(第1回) 性暴力救援センター・大阪(SACHI CO) 運営委員 高見 陽子 氏、運営委員 原田 薫 氏 ・性暴力被害者支援の心構え ・性暴力被害者支援の実際(ロールプレイ)など
	10月10日(月) 10:00~17:00 とりぎん文化会館		
アップ研修	11月19日(土) 13:00~17:00 鳥取県西部総合事務所		○フォローアップ研修(第2回) 性暴力救援センター・大阪(SACHI CO) 運営委員 高見 陽子 氏、運営委員 原田 薫 氏 ・性暴力被害者支援の心構え ・性暴力被害者支援の実際(ロールプレイ)など
	11月20日(日) 10:00~15:00 白兔会館		

(2) 受講者数

第1回:36名、第2回:35名、第3回:34名、第4回:35名、特別研修:12名

フォローアップ研修:第1回23名、第2回17名

(3) アンケート結果

(名)

	よく理解できた	大体理解できた	あまり理解できなかった	ほとんど理解できなかった	その他	無回答
1回	13 (46.4%)	12 (42.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (10.7%)
2回	10 (38.4%)	9 (34.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (27.0%)
3回	11 (38.0%)	13 (44.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (17.2%)
4回	18 (54.6%)	14 (42.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3.0%)
5回	10	16	0	0	0	4

	(33.3%)	(53.4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(13.3%)
6回	9 (29.0%)	17 (54.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (16.1%)
7回	9 (26.4%)	23 (67.6%)	1 (3.0%)	0 (0%)	1 (3.0%)	0 (0%)
8回	4 (12.2%)	25 (75.8%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)
9回	12 (37.5%)	16 (50.0%)	1 (3.1%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (9.4%)
10回	12 (37.5%)	15 (46.9%)	2 (6.2%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (9.4%)
特別研修	3 (30.0%)	6 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (10.0%)
第1回フォローアップ研修	6 (37.5%)	5 (31.3%)	2 (12.5%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (18.7%)
第2回フォローアップ研修	8 (88.9%)	1 (11.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

(4) 支援員養成講座 受講により学んだこと、感想など

< 1回「性暴力被害者支援」 >

- ・産婦人科、精神科、カウンセラー、弁護士、警察、児童相談所等の連携の重要性を感じた。
- ・被害者は、被害直後は相手との関係などによる様々な思いから、すぐに警察に相談できないなど複雑で苦しい気持ちや状態におかれていることを理解した。被害者が勇気を振り絞って電話をされた際の窓口となる支援員の対応はとても重要で、大きな役割を担っていると痛感した。支援員として落ち着いて訴えや状況をきちんと把握し、被害者の心情を理解しつつ、被害から72時間以内に医療につなげることを念頭に支援したい。
- ・被害者の「性的自己決定」を支援する重要性を痛感した。簡単にできることではなく、被害者の経験や認識、理解など様々で、一人一人にあった支援をするためにはエンパワメントを忘れることなく、丁寧に辛抱強く話を聴き、対応していくことが求められるものと思った。
- ・性的平等、自己決定権が保障されるような体制を社会全体で構築・整備する必要があると感じた。

< 2回「DV被害の実態」 >

- ・夫婦関係の中で夫の要求に応じるのが妻の役目という思い込みが根強くあり、特に性被害は誰にもいえない、声を上げられない被害者は多く、妊娠を機に相談につながっているのが現状であることを知った。支援員として「夫婦間であっても同意のない性的行為は性暴力である」という視点をしっかりもち、被害者に寄り添っていきたい。
- ・DV被害者の半数以上が妊娠してから相談されるということで、身体的なダメージや妊娠継続の決定などの精神的な負担等への様々な支援が必要になると感じた。

< 3回「子どもの性暴力被害の実態」 >

- ・性虐待を受けると、その後の成長過程でも多くの問題が生じてくること、幼少期における被害の場合は特に問題が大きいことを知った。
- ・子どもの被害は、加害者が比較的近い関係の者であり、相談しにくくする現状となっていること、本来なら安心して生活できるはずの家や学校という場で被害が発生しているという現実を知った。

- ・子どもの被害は自分が何をされたのか、何が問題なのかを理解できなかつたり、気付くまでに時間がかかたりする場合も多く、その中で言葉に出せないことを支援員がくみ取り、寄り添っていく体制が必要であると感じた。
- ・父から娘への性虐待の場合、母親を1人の女性としての傷つきに対してもケアする必要があることを知った。

< 4回「性暴力被害者への対応の基本」 >

- ・「真の同意とは何か」ということをしっかり心にとめて支援することが大切だと認識した。
- ・対応の基本はチーム支援であること、自分のコンディションを知っておくことは大切であること、支援の質を維持するためには計画を立てて支援を行うこと、組織で被害者を守ること、支援員の安全確保のため匿名性を守ること等を学んだ。
- ・支援員がどれだけ重要な役割を担っているかを再認識した。改めて身が引き締まる思いがした。
- ・性被害は、注意しなければ支援員がその事例に引き込まれてしまったり、自分でも気がつかないうちに二次被害を与えてしまったりする可能性があり、自分の心身の状態をよく把握し、常に研修等を通じて自分を高めていくとともに、仲間とお互いを高めあいながら活動することが大切だと思った。

< 5回「性暴力被害者に対する医療的支援」 >

- ・産婦人科医療の必要性について学び、受診に際しての支援者の役割と心理的支援の大切さを再認識した。
- ・急性期被害者への緊急避妊ピルの内服や性感染症の検査など、被害者を守りために必要な医療の提供の重要性を学んだ。
- ・性暴力被害に遭ったら、シャワーをしないで着替えしないで、出来るだけ早く医療機関を受診することを日ごろから周知することが重要だと思った。

< 6回「性暴力被害者に必要な心理的支援」 >

- ・72時間以内の適切なケアがPTSDの発症を防ぐことに効果があり、早期の対応が重要であることを学んだ。
- ・被害者によって、また、話を聞く時期やタイミング等によって反応や回復過程はかなり違うので、個々の事例に即して対応していくことが大切だと感じた。

< 7回「性犯罪被害の現状」 >

- ・刑事事件の流れ、供述調書、親告罪と非親告罪等について、よく理解できた。
- ・犯罪認知件数の少なさから、どれだけの人が被害のことを言えず、今なお苦しんでいるのかと考えると、早急に支援を充実していかなければと思った。
- ・性犯罪の立証の難しさや被害者が置かれる状況の厳しさを実感した。
- ・警察も被害者の傷つきや負担に寄り添い、二次被害から守ろうとしている姿勢が伝わった。

< 8回「性暴力被害者に必要な法的支援」 >

- ・法的な流れや手続き、用語等をしっかり理解したうえで支援することの重要性を感じた。
- ・法的対応を知ることで、実際の支援において被害者の要求を具体化し、苦痛や不安を和らげることができると感じた。
- ・被害直後から弁護士等と連携していくことが重要であることを痛感した。

< 9回「事例から学ぶ」 >

- ・電話を受けたときに聞くべき優先順位をしっかりと意識して対応することを心がけたい。
- ・相談対応では、支援員自身の道徳観、価値観が相手に伝わらないようにしないと、その後つながらなくなったり支援が難しくなったりすることを感じた。
- ・相談者を決してコントロールしようとせず、淡々と支援を継続することが大切だと思った。
- ・支援では最初にお互いの信頼関係を結び、安心して話していただけるよう対応することが求められていると思った。

< 10回「電話対応のロールプレイ」 >

- ・支援員の電話対応（声の調子、間の取り方等）で、相談者の受け取る感じ方が違うことがわかった。自分を知り、いかに淡々と応じるかが大切だと思った。
- ・3役（支援者、被害者、聴取者）のロールプレイをしたことで、被害者は話すということ自体どれだけ大変なエネルギーがいることか、支援者側として自分自身の対応の不十分な点などを実感するよい機会であった。
- ・実際に電話対応をしてみると、情報提供する場面で自分が明確に理解していない事柄があることを知った。これからの研修で明確化させておきたい。
- ・フィードバックをし合うことがチームで支援する上ではとても大切であることが分かった。
- ・今聴かなければならないこと、聴かなくてもよいことの整理が必要であることを学んだ。

< 特別研修 >

- ・相手を大切に思っているということを伝えること、心をこめて対応することの重要性を学んだ。
- ・DVとは、性暴力の目的が性欲を満たされるためではなく、支配としての暴力として「性」が使われていることを学んだ。

< フォローアップ研修（第1回、第2回） >

- ・様々な事例による実践的な研修は、得たことが多くあり、有意義だった。
- ・一人で何とかしようとするのではなく、支援センターとして対応するのだという心構えで望むことが必要であり、そのために支援者間のチームワークが必要だと感じた。
- ・互いに尊重し、それぞれの個性を大切にしつつ、スキルアップを皆で図っていきたい。
- ・相談者の訴えを聴きつつ、相談者の状況を把握し、必要な心理教育をしながら対応するためにはかなり集中が必要であると感じた。
- ・ロールプレイを通していただいたアドバイスは実践に役立つことばかりだった。適切な対応ができるようシュミレーションしたい。

4. 実施の成果

- ・本事業により、被害者から直接相談が受けられる窓口開設に向けた支援員を養成・確保することができた。（支援員養成研修に37名の受講申込みがあり、34名が受講した。今年度の養成者のうち27名から支援活動希望があった。）
- ・受講者からは体系的な充実した研修であったとの感想が多く聞かれ、アンケートでは、「よく理解できた」、「大体理解できた」という回答が多かった。また、受講を通じて、支援員同士のチームワークの重要性を感じてもらうことができた。

- ・養成者の中には、相談機関相談員、養護教諭、被害者支援センター支援員等相談業務経験が豊富な方も含まれており、安定した支援と支援員同士の情報交換等による支援員の資質向上等も期待できる。

5. 実施後の課題（現状）

- ・今回養成した支援員の相談業務経験は様々であり、相談業務の経験がある人とならない人にペアを組んで対応してもらうことにより、未経験者の育成を図る必要がある。
- ・被害直後の被害者の反応は一樣ではなく、支援員はそれぞれの被害者の状況に応じた、適切で臨機応変な対応ができるよう、実際の支援や継続的な研修を通じて資質向上を図る必要がある。
- ・誰が支援を行っても同じ対応をすることができ、また、支援で困った事案があった場合に適切なフォローが行える体制整備が重要。そのためにも、スーパーバイザーとなりうる、関係機関へコーディネートできる人材を確保・育成する必要がある。
- ・長く続けられる活動が大切で、支援員が燃え尽きない体制づくりと支援員の学びと情報の共有が必要。また、今後活動を長く、無理なく継続するには個人の熱意だけで組織を保つということではなく、システムとして支援体制を構築する必要がある。
- ・安定した支援員体制がとれるよう、支援員の募集・養成を継続して行う必要がある。

鳥取県：弁護士、臨床心理士等による相談対応（相談支援事業の拡充・強化）

1. 実施前の課題

鳥取県では、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、行政と関係機関・団体とが連携して支援するため協議・検討を進めてきたところであり、平成 27年10月には既存制度を活用して急性期（被害直後から概ね6ヶ月以内）の被害者に対して支援を提供する仕組みを暫定的に整備したところである。

性暴力被害者の心身の回復を図るためには、被害直後から産婦人科・精神科医療の提供、法律相談、カウンセリング等の総合的な支援を一元的に提供する体制を構築する必要がある。

2. 実施による成果目標

性暴力被害者への法律相談、カウンセリング等の支援を提供する体制を構築し、弁護士による法律相談や臨床心理士等によるカウンセリングを実施し、被害者の心身の回復等が図られるよう支援する。

3. 実施結果

(1) 弁護士による法律相談

性暴力被害者が弁護士による法律相談を希望された場合に、本県弁護士会と調整して法律相談を実施した。（当事者2名、計4回実施）

(2) 臨床心理士等による相談対応

性暴力被害者が、カウンセリングを希望する事案はなかった。

4. 実施の成果

性暴力被害者は、弁護士と法律相談を行うことで、心身の回復に向けた具体的な道筋を描くことが可能となり、新たな一歩を歩み出している。

5. 実施後の課題（現状）

性暴力被害者の心身の回復を図り、被害者自らが決定し自分の力で立ち上がる過程を支えるため、引き続き法律相談、カウンセリング等を含めた総合的な支援を一元的に提供できる体制を継続していく必要がある。

鳥取県：相談窓口の広報（カード・リーフレットの作成）（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

鳥取県では、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、行政と関係機関・団体とが連携して支援するため協議・検討を進めてきたところであり、平成27年10月には既存制度を活用して急性期（被害直後から概ね6ヶ月以内）の被害者に対して支援を提供する仕組みを暫定的に整備したところである。

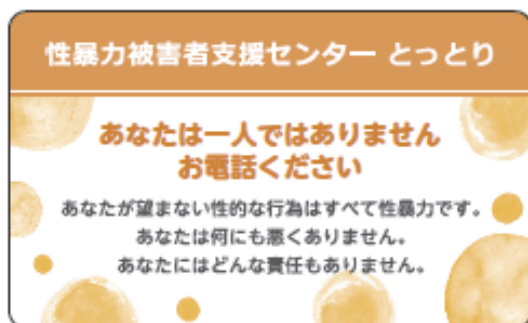
今年度は急性期の性暴力被害者から直接相談が受けられる窓口の開設を目指して準備を進めることとしており、開設にあわせて、窓口を県民に広く周知する必要がある。

2. 実施による成果目標

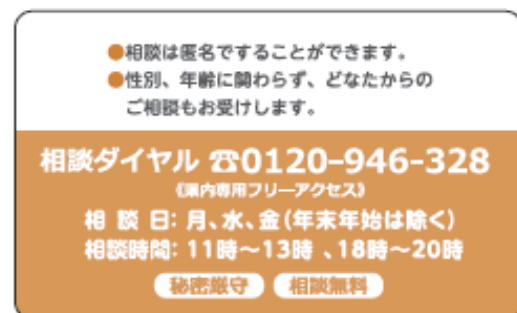
急性期の性暴力被害者から直接相談が受けられる窓口を広く県民に周知するためのカード、リーフレットを作成する。

3. 実施結果

性暴力被害者に電話相談窓口を周知するためのカード、リーフレットのデザイン制作、印刷をした。
カード（名刺サイズ）10,000枚



（表）



（裏）

わたしたちができること

わたしたちは、あなたの気持ちを一層大切に
して支援をしています。
あなたの大切なからだのケアについて、
一緒にかんがえます。

- 電話相談・面談相談
- 医療的支援
- 医療機関などへの付き添い支援
- 関連機関と連携した支援

性暴力被害者支援センターとっとり

あなたは、一人ではありません。
わたしたちは、あなたの選択と同意のもとに
あなたが決定し、自らの力で
立ち上がっていく過程をサポートします。

相談ダイヤル

☎0120-946-328

（国内専用フリーアクセス）

相談日：月、水、金（休日は除く）
相談時間：11時～13時
18時～20時

相談は無料です

相談日：月、水、金（休日は除く）
相談時間：11時～13時
18時～20時

相談は無料です

- ・相談は匿名ですることができます。
- ・あなたの秘密は必ず守ります。
- ・性別、年齢に関わらず、ご自分からのご相談もお受けします。

性暴力被害を受けた あなたへ

あなたは何にも悪くありません
被害にあったのは
あなたのせいではありません
あなたにはどんな責任もありません
悪いのは加害者です

性暴力被害者支援センターとっとり

性暴力とは

あなたが望まない性的行為すべてを性暴力です。
たとえば、強姦、強制わいせつに限らず、
身体的接触や露出、のぞき、盗撮 など

相手がよく知った人でも、知らない人でも、
たとえパートナーであっても、
いつ、どんな場所で起こったとしても、
あなたの尊厳と人権をもふみにじる暴力です。

性暴力被害者支援センターとっとり

わたしたちは、医療機関をはじめ暴力医療機関や
弁護士会、精神科弁護士会など関係機関、団体が
協力して、性暴力被害にあわれた方を支援する
機関です。

あなたが二次被害を受けることなく、安心して
心身の回復を願っていたらけるよう、被害者自
らからの相談や医療的支援など必要な支援に
つなげていきます。

**電話相談
面談相談**

支援員がお話しせうかがい、どうしたらよいのか一緒に考えます。

医療的支援

対応や性感染症の恐れがあるなど
医師に診断を必要とする方を、
医療機関と協力して支援します。
医療費を支援する制度もあります。

**医療機関
などへの
付き添い支援**

あなたの不安を解消するため、
ご希望により支援員が医療機関や
警察などへお付き添いします。

**団体等と
連携した支援**

カウンセリングや弁護士相談など、
関係機関と協力してあなたが必要
とする支援を提供します。

あなた

↓

相談

性暴力被害者支援 センターとっとり

- 電話相談・面談相談
- 医療的支援
- 医療機関などへの
付き添い支援
- 関連機関と
連携した支援

相談ダイヤル
☎0120-946-328
（国内専用フリーアクセス）

性暴力被害者支援センターとっとり
事務局（県庁くらしの安心課兼用）
☎0857-26-7187
（WQ:9:00～17:00）

4. 実施の成果

手に取りやすい、温かみのあるデザインのカード、リーフレットが完成した。

5. 実施後の課題（現状）

- ・ 今後は中学校、高校、大学、病院、行政機関等に送付して各窓口、トイレ等に配架し、性暴力被害者の電話相談窓口の周知を図る。
- ・ リーフレット等の配布にあわせて、ホームページ、広報紙による周知等も行うなど、県民への広報活動を強化していく必要がある。

鳥取県：公開講座（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

鳥取県では、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、行政と関係機関・団体とが連携して支援するため協議・検討を進めてきたところであり、平成27年10月には既存制度を活用して急性期（被害直後から概ね6ヶ月以内）の被害者に対して支援を提供する仕組みを暫定的に整備したところである。

今年度は急性期の性暴力被害者から直接相談が受けられる窓口の開設を目指して準備を進めることとしており、あわせて、県民への性暴力被害の実態や支援の必要性等の広報・啓発事業を実施していくことで、被害者に対して、心情に配慮した寄り添った支援を提供できる体制の整備を進める必要がある。

2. 実施による成果目標

県民に性暴力被害の実態等について知ってもらい、被害者が安心して相談できる体制を早期に確立していくことを目指す。

3. 実施結果

性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、県内6会場で公開講座を開催した。

(1) 目的

性暴力は被害者の尊厳と人権を踏みにじる重大な人権侵害であるが、社会は性暴力被害について正しい認識を持たず、偏見や興味本位の対応をしていることが多くみられる。そのため、被害者は世間体を気にし、恥ずかしいこととして相談できず一人で苦しい思いを抱えている。

このため、多くの県民の方に性暴力被害の実態、被害者支援の必要性について等広く知っていただくとともに、被害者が安心して相談できる社会の構築をめざして開催する。

(2) 主催等

主催：鳥取県、共催：開催地市町

(3) 日程、会場、内容

<第1回>

- 開催地：倉吉市（倉吉体育文化会館）

- 日程：平成28年11月7日（月）19：00～21：00
- テーマ：青少年を取り巻く性被害について知り、大人ができることを知る
- 演題：「居場所を失う青少年」
- 講師：一般社団法人 Colabo 代表 仁藤 夢乃 さん
〃 副代表 稲葉 隆久 さん

<第2回>

- 開催地：八頭町（八頭町男女共同参画センター「かがやき」）
- 日程：平成28年11月8日（火）13：30～15：30
- テーマ、演題、講師：第1回に同じ

<第3回>

- 開催地：大山町（大山町人権交流センター）
- 日程：平成28年11月8日（火）19：00～20：45
- テーマ、演題、講師：第1回に同じ

<第4回>

- 開催地：境港市（境港市保健相談センター）
- 日程：平成28年11月14日（月）13：30～15：30
- テーマ：性暴力とは、性暴力被害の実際
- 演題：「性暴力被害の実態とその支援
～しまね性暴力被害者支援センターさひめに学ぶ～」
- 講師：しまね性暴力被害者支援センターさひめ 早瀬 真知子 さん

<第5回>

- 開催地：米子市（米子市男女共同参画センターかぶりあ）
- 日程：平成28年11月15日（火）14：00～16：00
- テーマ：性暴力とは、性暴力被害の実際
- 演題：「性暴力被害の実態とその支援
～しまね性暴力被害者支援センターさひめに学ぶ～」
- 講師：しまね性暴力被害者支援センターさひめ 代表理事 原 正子 さん

<第6回>

- 開催地：鳥取市（鳥取市人権交流プラザ）
- 日程：平成28年11月29日（火）14：00～16：00
- テーマ：性暴力被害について知る
- 演題：「性暴力被害を報じること」
- 講師：西日本新聞社編集局社会部 記者 久 知邦 さん

(4) 対象者

開催市町民（特に男女共同参画、人権等に関心のある方）、開催地市町職員、被害者支援関係機関・団体（県警、犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県臨床心理士会、県医師会、県助産師会など）職員など

(5) 受講者数

第1回：32名、第2回：28名、第3回：26名、第4回：21名、第5回：20名、
第6回：46名 計173名

(6) 受講者アンケート結果

参加者計173名のうち、151名から回答（回答率85.8%）

○ 性別 (名)

男性	55 (36.4%)
女性	88 (58.3%)
不明	8 (5.3%)

○ 今まで「性暴力被害」についての研修を受けたり講演を聞いたことはありますか。(名)

聞いたことがある。	78 (51.7%)
今回が初めて。	71 (47.0%)
記入なし	2 (1.3%)

○ 講演(過去の講演会等も含める)を聞く以前に持っていた「性暴力」のイメージ(複数回答)
(名)

性暴力は加害者が性欲をコントロールできないことが原因で起こっている。	78
被害にあうのは、暗い夜道やひと気のない場所で一人のとき。	63
被害にあう人は、派手な服装、あるいは露出が多い服装の若い女性。	31
親しい人との間では性暴力など起こらない。	9
子どもや高齢者、男性は被害にあわない。	3
何度も性暴力被害にあう人はめったにいない。	13
子どもは被害にあってもすぐに忘れる。	1
その他	6
記入なし	29

○ 講演を聞いて、「性暴力」についてのイメージが変わったか。(名)

変わった。	89 (58.9%)
変わらない。	30 (19.9%)
分からない。	11 (7.3%)
その他	9 (6.0%)
記入なし	12 (8.0%)

- 今までに性暴力被害に関する相談を受けたことがあるか。(名)

ある。	30 (19.9%)
ない。	106 (70.2%)
相談内容に性的なことはなかったが、性暴力があるのではないかと感じたことがある。	14 (9.3%)
その他	3 (2.0%)
記入なし	0 (0.0%)

- 性暴力被害に関する相談を受けたとき、困ったことはどのようなことか。(複数回答)

(名)

相談者にどのような言葉をかければよいか、とっさにわからなかった。	24
被害直後の相談者に、何を伝えればよいか情報が必要だと感じた。	13
相談者に対して、こちらの思いを押しつけているかもしれないと思った。	13
相談者に二次被害を与えているのではないかと不安になった。	11
相談者の話が二転三転し、どこまで信じてよいのかわからなくなった。	7
相談者が長時間黙っていて、どのように話を引き出したらよいかわからなくて困った。	6
相談者の気持ちを理解しようとして、相談業務と日常の切り離しができなくなり、自分自身が疲れてしまった。	6
話の繰り返しで長くなり、一先ず話を終了したいのに終えられなくなって困った。	4
その他	9

(受講者の感想)

- ・日本の社会にある子どもたちへの危険性がリアルに伝わって来た。これからの社会を生きる子どもたちの為に、自分に出来る事をひとつでもしていきたいと思った。
- ・子どもたちのためにも安心できる、暴力のない社会を作っていくことを考えていくことが必要だと思った。
- ・自分にも「居場所」がない時期があったので他人事ではなく拝聴した。親を許すということはエネルギーの要ることだが、許せなくても、他に信頼できる「大人」に出逢えると良いと思った。
- ・性暴力被害者に誰もがなる可能性をもっていることがよく分かった。子どもを責める前にその背景を考えていくことで子どもの支援につながるのだということもよく分かった。
- ・メディアでよく言われがちで、遊ぶお金が欲しかったから、気軽な気持ちで売春したというような話をうのみにしていた。そうせざるをえない状況にあるのだと本日の講演を聞いて知った。また、都会での話だと思っていたが、身近にあるかもしれないので、自分に何が出来るか考えさせられた。
- ・セカンドレイプについてネットの記事を読んで不快な思いを感じていたが、自分の身近な人に性

暴力が起こった際に何と声をかければよいか分からないことに気付き、もっと知識を深めていかなくてはと思った。

- ・被害者保護の観点から性暴力についてあまり報道されてこなかった実態を知り、もどかしさを感じた。報道されていれば、犯罪として認知されていれば、性暴力を防ぐことができた事案があったのではないかと思うと社会的に問題があるのではないかと考えさせられた。

4. 実施の成果

- 「性暴力被害者支援について考える『公開講座』」(講演会)を6会場で、県内市町を巡回する形式で開催したことにより、多くの県民に性暴力被害の実態等について知っていただく契機となった。
- 受講者の約半分は性暴力被害に関して初めての受講であった。受講以前は、「性暴力」について「性暴力は加害者が性欲をコントロールできないことが原因で起こっている」、「被害にあうのは、暗い夜道やひと気のない場所で一人のとき」等のイメージを持っていた受講者が多かったが、講演を聞いて「性暴力についてのイメージは変わった」受講者は約6割であり、受講者への性暴力被害者に対する一定の理解が高まったことが伺える。

5. 実施後の課題(現状)

- 県全体としては性暴力や性暴力被害に対する認識は十分ではなく、継続的に県民対象の講座を開催するなどして、更に多くの県民に性暴力被害の実態や支援の必要性等を知ってもらうことにより、県民の認識を高め、被害者の方が安心して相談できる体制を整備する必要がある。
- 啓発用リーフレット等の配布やホームページ、広報紙による周知等もあわせて行うなど、広報活動を強化していく必要がある。